



一般廃棄物処理基本計画（案）概要 パブリックコメント用資料

一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり
みなさまからの意見を募集しています！



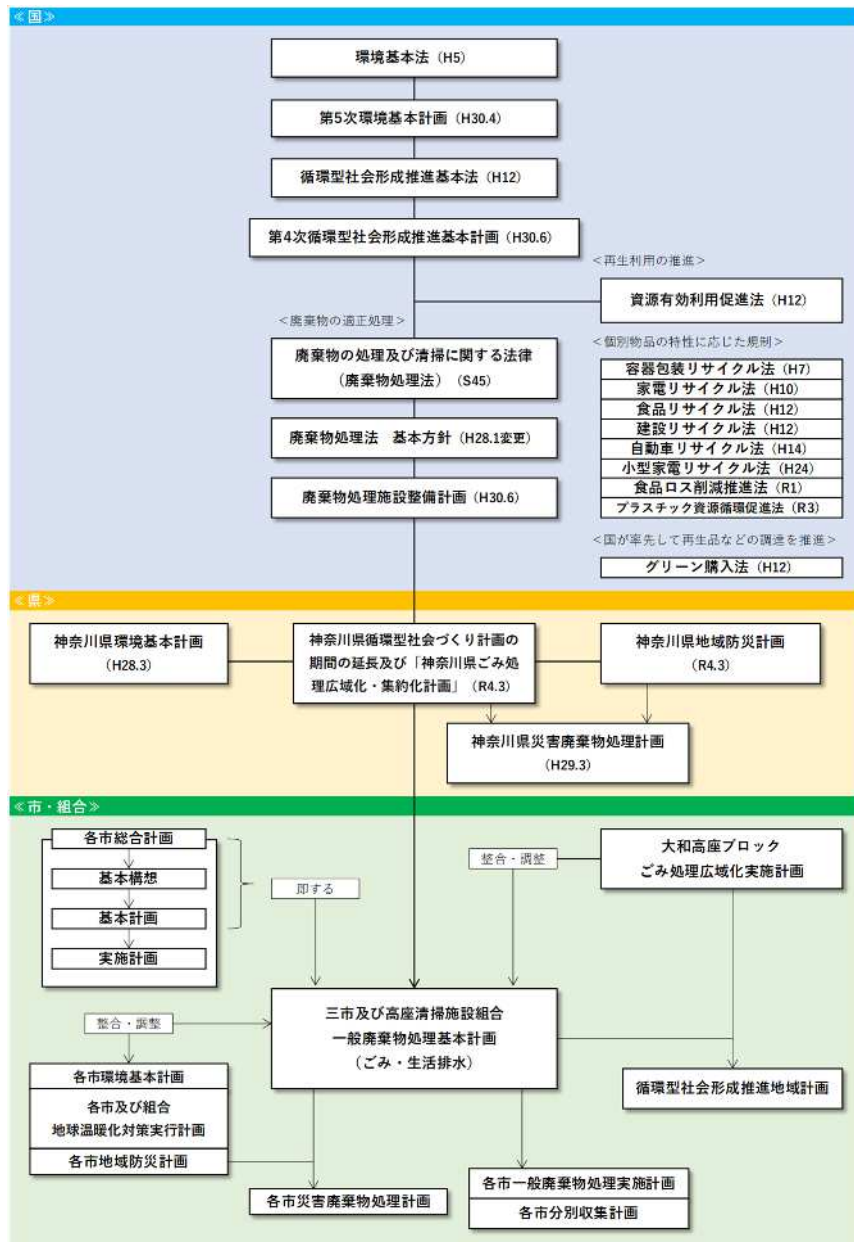
一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき市町村が策定するもので、海老名市、座間市、綾瀬市（以下「構成三市」という。）及び高座清掃施設組合（以下「組合」という。）で策定しています。

高座清掃施設組合 施設課管理係

一般廃棄物処理基本計画（案）の概要

第1章 計画策定の基本的な考え方（1P～）

国際的な取り組みであるSDGsの広がりにより、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行や、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。このような背景を踏まえた「計画改定の趣旨」や、国や県の循環型社会形成推進基本計画等の上位計画の他、構成三市及び組合が策定している地球温暖化対策実行計画等、本計画との「計画の位置付け」について定めています。



第2章 計画策定の背景（6P～）

この章では、廃棄物の減量化に関する「国及び県の動向」の他、構成三市の面積や形状等自然的特性及び、人口や産業、土地利用等社会的特性を市ごとに定めています。

【国による廃棄物処理法の基本方針の目標】

指標	目標
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 一人一日あたり家庭系ごみ500g/人日（国の目標値）
再生利用の割合*	平成24年度と比較し、令和2年度において約21%から約27%の増加
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減

【国が定めた第四次循環基本計画の目標】

指標	目標
ごみ排出量	平成12年度と比較し、令和7年度において約25%削減 令和7年度において約850g/人日（国の目標値）
家庭系ごみ （資源物除く）	平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減 令和7年度において約440g/人日（国の目標値）
事業系ごみ	平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減 令和7年度において約1,100万トン（国の目標値）

【神奈川県循環型社会づくり計画の目標】

項目	目標値
生活系ごみ一人一日あたりの排出量	2021（平成33）年度に一人一日あたりごみ排出量を664g（県の目標値）以下
再生利用率	2021（平成33）年度に31%
（参考）減量化量	平成21年度と比較し、令和5年度において約18%削減
（参考）最終処分量	平成21年度と比較し、令和5年度において約24%削減

第3章 ごみ処理基本計画（16P～）

第2章に掲げた国及び県の目標に基づき、構成三及び組合では、「将来の目指すべき姿」と4つの「基本方針」について定めています。

市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく
資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します

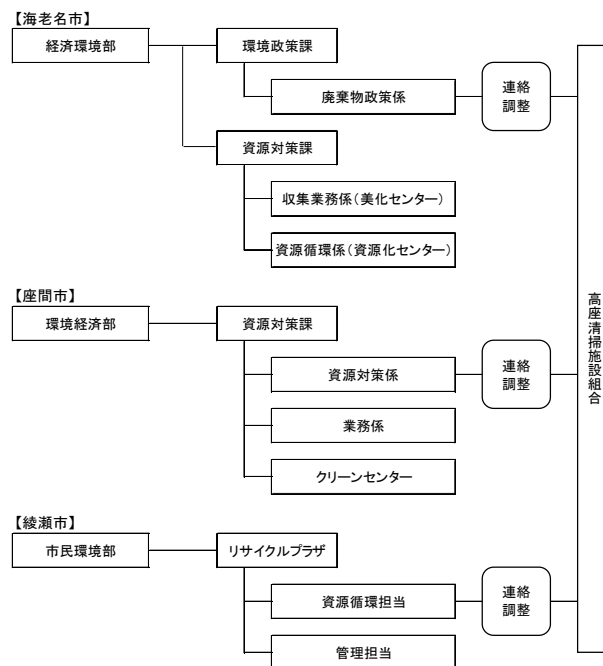
基本方針Ⅰ：情報の共有と信頼関係の更なる強化

基本方針Ⅱ：資源循環型システムの構築

基本方針Ⅲ：公平な役割分担と新たな施設

基本方針Ⅳ：計画進行管理と危機管理

第2節では、「ごみ処理の現況」として構成三市のごみ処理のフローの他、家庭系ごみの収集運搬体制、中間処理施設の概要、運営組織、ごみ処理の実績を記載し、これまでの計画における各施策の実施状況の評価及びごみ処理の評価を定めています。



第3節では、「ごみ処理基本計画」として、ごみの発生量及び処理量の予測、ごみ処理の課題を踏まえて本計画の目標値を定め、ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化に向けて構成三市及び組合が取組む施策と実施時期について定める他、ごみの適正な処理を行うための収集、中間処理、最終処分に関する処理計画を定めています。

前計画の目標値：平成39年度(令和9年度)までに59,000 t/年
 令和3年度実績：69,350 t/年

【本計画の目標値一覧】









	海老名市	座間市	綾瀬市	三市
1.一人一日あたりの家庭系ごみ量				
令和9年度目標値	570 g/人日	595 g/人日	607 g/人日	—
2.事業系ごみ量				
令和9年度目標値	5,145 t/年	3,000 t/年	2,562 t/年	10,707 t/年
3.焼却量				
年間焼却量				
令和9年度目標値	約24,000 t/年	約21,000 t/年	約14,000 t/年	約59,000 t/年
年間焼却量削減率				
令和9年度目標値	約26 %	約37 %	約32 %	約32 %
一人一日あたりの焼却量				
令和9年度目標値	469 g/人日	438 g/人日	482 g/人日	461 g/人日
一人一日あたりの焼却量の削減率				
令和9年度目標値	約39 %	約40 %	約35 %	約38 %
4.一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量				
令和9年度目標値	340 g/人日	360 g/人日	357 g/人日	—
5.リサイクル率				
令和9年度目標値	約40%			

※上記目標値算出に用いた情報が今後の土地利用等により変動した場合、目標値と実績に乖離が生じる可能性があります。

● 組合が取組む主な施策

組合では、「安心・安全な適正処理・処分の実施」、「環境調査の充実」、「中間処理施設周辺住民との連携及び信頼の確保」等、主要な施策を継続するとともに、災害廃棄物を円滑に処理するための災害廃棄物受入計画の策定を進めることを新規施策として定めました。

【ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化に向けた施策（一部抜粋）】

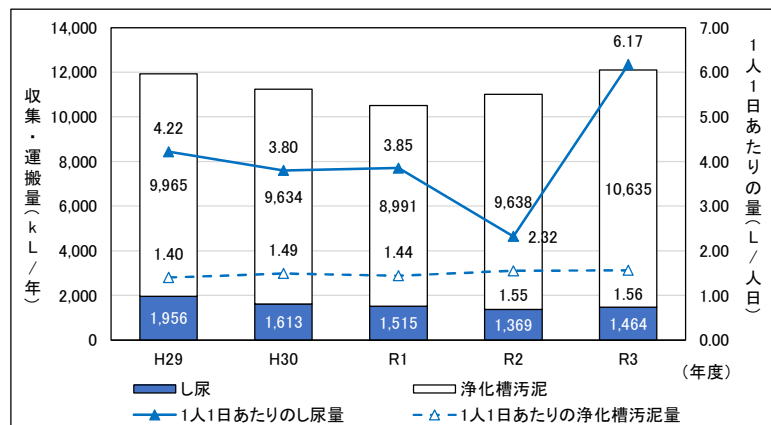
	施策	R4～R9
組合	施設の安全、安定運行に資するため、職員の研修を充実するとともに、専門機関との連携により処理技術などの向上を図ります。	実施 
	運転管理・処理技術の向上のため、近隣焼却施設等と情報の共有化を図ります。	実施 
	危機管理に係るマニュアルを整備・見直し、事故発生の未然防止体制を構築します。	実施 
組合	ダイオキシン類分析調査への地元住民の立会いの実施や地元住民への説明会にあたり、環境データを積極的に提供していきます。さらにホームページや掲示板などにより、環境測定データを定期的に市民に対して公表します。	実施 
	焼却炉排ガスのダイオキシン類の年4回の測定を継続します。	実施 
	組合周辺地域のダイオキシン類の測定を継続して行います。	実施 
三市 組合	地元住民説明会を実施して、各施設の運営・管理・状況の公開を行うとともに、各地区対策協議会等と定期的な協議を行い、施設周辺住民との情報の共有化、信頼関係の確保に努めます。	実施 
組合	地域で発生する災害廃棄物を円滑に処理するための「災害廃棄物受入計画」の策定を進めます。 新規	実施 

第4章 生活排水処理基本計画（166P～）

生活排水は、し尿と生活雑排水（風呂、洗濯機、台所などからの排水）に分けられ、その処理は主として公共下水道や合併浄化槽で行われていますが、公共下水道や合併浄化槽が整備されていない地域では、単独浄化槽による処理又は汲み取り収集後、組合の水処理施設で処理しています。

第1節では、これら「生活排水処理の現況」として、生活排水処理のフロー、生活排水処理体制、生活排水処理の実績を定めています。

【三市全体の収集・運搬量の実績】



第2節では、「生活排水処理基本計画」として、生活排水処理行政の動向、前計画における基本方針及び生活排水処理の目標、発生・排出管理計画を定めています。

【生活排水処理の目標】

	現況 令和3年度	目標年度 令和9年度
海老名市	97.8%	99.5%
座間市	97.0%	99.0%
綾瀬市	97.1%	99.8%
三市	97.3%	99.3%

※水洗化・生活雑排水処理率とは、（公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口）÷（行政区域内人口）の割合。

今後、目標達成に向けて公共下水道の普及及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進します。